2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字長野二一八三の一二、二一八四の一五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東牛越九五二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字小野字前山五九八八の五（次の図に示す部分に限る。）、五九八八の七二九から五九八八の七三四まで、五九八八の七四五から五九八八の七五七まで、字桜沢五九八九の二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯山市大字富倉字片沢一四一三の一から一四一三の三まで、一四一四、一四一五の一、一四一五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字高府字下荻之久保一二五八三、一二五八八、一二五九五、一二五九六、一二六〇二の二、一二六〇三、一二六二九、一二六三五の一、一二六三七、一二六三八の一、一二六三八の二、一二六四一の一から一二六四一の三まで、一二六五六の二、字上新井一二六六九、一二六七三、一二六七四、一二六七七、一二六八一から一二六八三まで、一二六八九、字下新井一二八四九の一、一二八五二、一二八五三、一二八五五、一二八五六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字大久保甲二七二七の一七八、大字北小野字上ノ山四〇二二の一から四〇二二の五まで、字笹ノ入四〇二三の一、四〇二三の三から四〇二三の五まで、四〇二四の三、四〇二四の四、四〇二五、四〇二六の一から四〇二六の三まで、四〇二八、四〇二九、四〇三〇の二、四〇三一の一、四〇三二から四〇三四まで、四〇三五のイ、四〇三五のロ、四〇三六、字苅合四〇四七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡根羽村三〇一四の一六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
根羽村三〇一四の一六（次の図に示す部分に限る。）